

令和2年4月28日

京都市立桃山小学校 保護者 様

京都市教育委員会
京都市立桃山小学校
校 長 浅田 浩

臨時休業に伴う児童の特例預かりについて

日ごろから、本市並びに本校での教育について、ご理解とご支援をいただき感謝申し上げます。

ホームページでご連絡させていただきましたとおり、新型コロナウイルスの感染症対策拡大防止対策として、令和2年5月17日（日）まで、京都市立学校の臨時休業を延長することとなりました。

今回の臨時休業も、児童への感染リスクを下げるために行う措置であり、児童は原則として自宅で過ごし、人の集まる場所等への外出を避けていただく必要があります。

しかしながら、保護者の就労状況や学童保育所等の受入状況により、児童の居場所や安心・安全の確保に喫緊の課題を要するご家庭もあるかと存じます。そうしたご家庭に限り、学校で児童が過ごせるよう特例の預かりの実施を延長いたします。

ご希望される保護者におかれましては、下記留意点を熟読のうえ、「特例預かり」の実施初日である5月7日（木）当日までに、別紙申請書を学校に提出してください。

記

1 実施期間

令和2年5月7日（木）～5月15日（金）

※上記期間の土曜日、日曜日、祝日は実施いたしません。

2 時間

午前：8時30分～12時（8時以降の登校をお願いします。）

午後：12時～14時30分（1・2年）、12時～15時30分（3～6年）

3 対象者（以下の条件をすべて満たす方）

- （1）在籍小学校の児童であること
- （2）保護者等が就業等により、やむを得ず保育できない状況にあること
- （3）祖父母等の支援が受けられない状況にあること
- （4）新一年生については、必ず保護者等が登下校に随行すること

4 実施場所

児童が在籍している小学校

5 預かり中の活動内容

臨時休業期間中の家庭学習として提示している学習課題（教科書等を活用した学習、プリント等）や読書等の自学自習を中心とします。なお、新一年生は自学自習が難しいことから、読み聞かせ、お絵描きなどの活動を行います。

また、グラウンド等で、適切な運動の機会も確保できるように取り組みます。

（裏面があります）

6 注意事項

- (1) 給食は実施いたしません。 午前・午後を通した預かりとなる場合は、弁当とお茶を持参してください。
- (2) 預かりに当たっては、別途お知らせしている「臨時休業期間中の健康管理について」でお配りした「健康観察票」を、毎日、記入のうえ、児童に持参させてください。
- (3) 発熱、風邪等の体調不良がある場合は、児童の受け入れができません。 また、預かり時間中に発熱等の体調不良が生じた場合は、保護者のお迎えを依頼しますので、学校からの連絡が確実につくようお願いします。
- (4) 通常の登下校とは、時間帯やメンバーが異なりますので、できる限り保護者等が、送り迎えにご協力ください。なお、新一年生で、「特例預かり」を利用する児童の家庭については、必ず、保護者等が登下校に随行してください。
- (5) 遅刻や早退など、利用時間に変更が生じる場合は、学校に必ずご連絡ください。

7 申し込み

希望される場合は、別紙「特例預かり申請書」を、「特例預かり」の実施初日である5月7日（月）午前中までに、児童を通じて学校へ提出してください。

なお、申請書の記載内容（申込日・時間帯等）については、ご家庭でも確認できるよう、適宜、メモなどして、控えを残しておいてください。